

宇都宮大学農学部と高崎健康福祉大学農学部との
教育・研究・社会貢献活動に関する包括連携協定書

宇都宮大学農学部と高崎健康福祉大学農学部（以下、「両校」という。）は、教育・研究・社会貢献活動に関する包括的な連携について、以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 両校は、教育・研究活動全般に係る交流及び連携を推進し、相互の教育・研究の進展と地域社会の発展に資することを目的として本協定を締結する。

（連携項目）

第2条 前条の目的を達成するために行う連携項目は次のとおりとする。

- (1) 教職員、研究者及び学生の相互交流
- (2) 共同研究活動の推進
- (3) 教育、研究活動について情報の交換
- (4) 社会貢献活動
- (5) その他、両校が合意した事項

2 前項の連携に関する具体的な事項については、別途協議する。

（管理責任）

第3条 本連携の具体的な実施に当たっては、両校の部局長が管理責任を負う。

（秘密保持等）

第4条 両校の秘密保持義務の扱い並びに本連携から生じる知的財産等の成果物の取扱い及び本連携から生じる学術情報の発表については、別途定める取決めに従うものとする。

（協議）

第5条 本協定の定めのない事項については、両校は誠実に協議のうえその都度決定する。

（有効期限）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、両校のいずれからも協定の終了または見直し等の申出がない場合は、本協定は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様の取扱いとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、各々1通を保有する。

令和4年4月18日

宇都宮大学農学部長

高崎健康福祉大学農学部長

山根 健治

大政 謙次